

○総務省令第

号

電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 金子 恭之

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後	改 正 前
<p>(登録の対象とする無線局)</p> <p>第十六条 法第二十七条の十八第一項の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>〔一・一の二 略〕</p> <p>二 設備規則第四十九条の九第一号に規定する技術基準に係る無線設備（同号ニただし書に該当するものを除く。）を使用する構内無線局（専ら移動体識別用に使用するものに限る。）</p> <p>〔三・十二 略〕</p> <p>(無線電力伝送用構内無線局の条件)</p>	<p>(登録の対象とする無線局)</p> <p>第十六条 〔同上〕</p> <p>〔一・一の二 同上〕</p> <p>二 設備規則第四十九条の九第一号に規定する技術基準に係る無線設備（同号ニただし書に該当するものを除く。）を使用する構内無線局</p> <p>〔三・十二 同上〕</p>	
<p>(定期検査を行わない無線局)</p> <p>第三十二条の八の三 無線電力伝送（無線設備が、送信設備から発射された電波を受信することにより行う電力の伝送をいう。）用で使用する構内無線局は、混信を防止し、及び人体にばく露される電波の強度が人体に危害を及ぼすことのないよう、総務大臣が別に告示する条件に適合するものでなければならぬ。</p> <p>（定期検査を行わない無線局）</p> <p>第四十一条の二の六 法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。</p> <p>〔一・二十三 略〕</p> <p>二十四 構内無線局（空中線電力が一ワット以下のものに限る。）</p> <p>〔二十五・二十六 略〕</p> <p>別表第五号 定期検査の実施時期（第四十一の四関係）</p> <p>三十一 構内無線局（空中線電力が一ワットを超えるものに限る。）</p> <p>三十二 「略」</p> <p>三十三 「略」</p> <p>五年</p> <p>(定期検査を行わない無線局)</p> <p>第四十一条の二の六 〔同上〕</p> <p>〔一・二十三 同上〕</p> <p>二十四 構内無線局</p> <p>〔二十五・二十六 同上〕</p> <p>別表第五号 〔同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>三十一 「同上」</p> <p>三十二 「同上」</p>	<p>(定期検査を行わない無線局)</p> <p>第四十一条の二の六 〔同上〕</p> <p>〔一・二十三 同上〕</p> <p>二十四 構内無線局</p> <p>〔二十五・二十六 同上〕</p> <p>別表第五号 〔同上〕</p>	<p>(定期検査を行わない無線局)</p> <p>第四十一条の二の六 〔同上〕</p> <p>〔一・二十三 同上〕</p> <p>二十四 構内無線局</p> <p>〔二十五・二十六 同上〕</p> <p>別表第五号 〔同上〕</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（無線設備規則の一部改正）

第二条 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電気的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四十分ノワット以下でなければならない。

2 特定小電力無線局（二、四〇〇 MHz 以上二、四八三・五 MHz 以下の周波数の電波を使用するものに限る。）並びに構内無線局（二、四二五 MHz を超えて、四七五 MHz 以下の周波数の電波を使用する移動体識別用のものであつて周波数ホスピング方式を用いるもの並びに二・四GHz帯及び五・七GHz帯の周波数の電波を使用する無線電力伝送用のものに限る。）、移動体検知センサー用の特定小電力無線局（五七GHzを超えて六六GHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）、小電力データ通信システムの無線局及び五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の受信装置については、前項の規定にかかわらず、それぞれ次のとおりとする。

一 特定小電力無線局（二、四〇〇 MHz 以上、二、四八三・五 MHz 以下の周波数の電波を使用するものに限る。）並びに構内無線局（二、四二五 MHz を超えて、四七五 MHz 以下の周波数の電波を使用する移動体識別用のものであつて周波数ホスピング方式を用いるもの並びに二・四GHz帯及び五・七GHz帯の周波数の電波を使用する無線電力伝送用のものに限る。）、移動体検知センサー用の特定小電力無線局（五七GHzを超えて六六GHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）、小電力データ通信システムの無線局及び五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の受信装置については、前項の規定にかかわらず、それぞれ次のとおりとする。

2 特定小電力無線局（二、四〇〇 MHz 以上二、四八三・五 MHz 以下の周波数の電波を使用するものに限る。）並びに構内無線局（二、四二五 MHz を超えて、四七五 MHz 以下の周波数の電波を使用するものであつて周波数ホスピング方式を用いるものに限る。）、移動体検知センサー用の特定小電力無線局（五七GHzを超えて六六GHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）、小電力データ通信システムの無線局及び五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の受信装置については、前項の規定にかかわらず、それぞれ次のとおりとする。

〔3～33 略〕
〔表略〕
〔二 略〕
〔表略〕
〔二 略〕

(構内無線局の無線設備)

第四十九条の九 構内無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 九一六・七 GHz 以上九二〇・九 GHz 以下 の周波数の電波を使用するもの

〔イ・ロ 略〕

ハ 無線チャネルは、単位チャネル（中心周波数が、九一六・八 GHz 以上九二〇・八 GHz 以下の周波数のうち九一六・八 GHz 、九一八 GHz 、九一九・二 GHz 、九二〇・四 GHz 、九二〇・六 GHz 又は九二〇・八 GHz であつて、帯域幅が二〇〇 MHz のチャネルをいう。ハ及びヘ並びに別表第二号第8及び別表第三号24(1)において同じ。）を使用するものであること。（無線電力伝送用に使用する場合は、九一八 GHz 又は九一九・二 GHz に限る。）。ただし、中心周波数が九二〇・四 GHz 、九二〇・六 GHz 又は九二〇・八 GHz のものにあつては、単位チャネルを一又は二以上同時に使用すること。

〔二～へ 略〕

改 正 前

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 「同上」

〔3～33 同上〕
〔表同上〕
〔二 同上〕
〔表同上〕

(構内無線局の無線設備)

第四十九条の九 「同上」

一 「同上」
〔イ・ロ 同上〕

ハ 無線チャネルは、単位チャネル（中心周波数が、九一六・八 GHz 以上九二〇・八 GHz 以下の周波数のうち九一六・八 GHz 、九一八 GHz 、九一九・二 GHz 、九二〇・四 GHz 、九二〇・六 GHz 又は九二〇・八 GHz であつて、帯域幅が二〇〇 MHz のチャネルをいう。ハ及びヘ並びに別表第二号第8及び別表第三号24(1)において同じ。）を使用するものであること。（無線電力伝送用に使用する場合は、九一八 GHz 又は九一九・二 GHz に限る。）。ただし、中心周波数が九二〇・四 GHz 、九二〇・六 GHz 又は九二〇・八 GHz のものにあつては、単位チャネルを一又は二以上同時に使用すること。

〔二～へ 同上〕

ト 応答のための装置からの電波を受信やむにいと (ただし、専ら無線電力伝送用に使用するものについてはこの限りでない。)。

[1～7 略]

〔1〕 四五〇MHz帯の周波数の電波を使用するもの (次号に掲げるものを除く。)

〔マ～ハ 略〕

四 〔1・四 GHz 帯の周波数の電波を使用するもの (無線電力伝送用に限る。)

イ 空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができる。)

ロ 送信空中線は、指向性を有するものであつて、その絶対利得が二四デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が二四デシベルの送信空中線に一五ロットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

ハ 総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するキャリアセンスを備え付けているもの。

五 五・七 GHz 帯の周波数の電波を使用するもの (無線電力伝送用に限る。)

イ 空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができる。)

ロ 送信空中線は、指向性を有するものであつて、その絶対利得が二五デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が二五デシベルの送信空中線に三二二ロットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。なお、受電装置 (無線電力伝送を受ける装置がその位置を示す) の等を目的として電波を発射するための送信設備をいう。以下同じ。) にあつては、その絶対利得が五デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が五デシベルの送信空中線に〇・三二二ロットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことがあるものとする。

ハ 総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するキャリアセンスを備え付けているもの (たゞ、受電装置にてこゝに記載するものではない)。

別表第一号 (第5条関係)

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差 (Hz 又は kHz を付したものを除き、百万分率)
〔1～7 略〕	〔略〕	〔略〕
8 2, 450MHz を超え 10, 500MHz 以下	〔1 略〕	8 2, 450MHz を超え 10, 500MHz 以下
2 陸上局及び移動局 (注20、31、34、35、36、47、57)	〔略〕	2 陸上局及び移動局 (注20、31、34、36、47、57)
〔3～7 略〕	〔略〕	〔3～7 同左〕

ト 応答のための装置からの電波を受信やむにい。

[1～7 同上]

〔1〕 四五〇MHz帯の周波数の電波を使用するもの

〔マ～ハ 同上〕

〔新設〕

[1～7]

〔新設〕

〔マ～ハ 同上〕

[1～7]

<p>〔9 略〕</p> <p>〔略〕</p> <p>〔略〕</p>	<p>〔9 同左〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>〔同左〕</p>
	<p>〔注 1～33 略〕</p> <p>34 次に掲げる無線設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、指定周波数帯によることができる。この場合において、当該無線設備に指定する周波数の指定周波数帯は、総務大臣が別に告示する。</p> <p>(1) 2,425MHzを超える2,475MHz以下の周波数の電波を使用する<u>移動体識別用の構内無線局</u>の無線設備</p>
	<p>〔2～(6) 略〕</p> <p>35 次に掲げる送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を</u>使用する構内無線局若しくは<u>移動体識別用の陸上移動局</u>又は920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する<u>陸上移動局</u>(<u>916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を</u>使用する<u>移動体識別用のもの</u>を除く。また、<u>一の単位チャネルを使用するものは、注34(6)による</u>ことができる。)の無線設備 20 (10^{-6})</p> <p>(2) <u>2.4GHz帯の周波数の電波を</u>使用する無線電力伝送用の構内無線局の無線設備 20 (10^{-6})</p> <p>(3) <u>5.7GHz帯の周波数の電波を</u>使用する無線電力伝送用の構内無線局の無線設備 20 (10^{-6})</p>
	<p>〔36～57 略〕</p> <p>別表第二号(第6条関係)</p> <p>〔第1～第7 略〕</p> <p>〔第1～第7 同左〕</p> <p>〔第1～3 略〕</p> <p>〔1～3 同左〕</p> <p>〔1～3 同左〕</p> <p>〔1～23 略〕</p> <p>別表第三号(第7条関係)</p> <p>〔1～23 略〕</p> <p>別表第三号(第7条関係)</p> <p>〔1～23 略〕</p> <p>別表第三号(第7条関係)</p> <p>〔1～23 略〕</p> <p>別表第三号(第7条関係)</p> <p>〔1～23 略〕</p>
	<p>〔注 1～33 同左〕</p> <p>34 〔同左〕</p> <p>(1) 2,425MHzを超える2,475MHz以下の周波数の電波を使用する<u>構内無線局</u>の無線設備</p>

上移動局、916.7MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局、920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局（916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用のものを除く。）又は2.4GHz帯若しくは5.7GHz帯の周波数の電波を使用する無線電力伝送用の構内無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局又は移動体識別用の陸上移動局

周波数帯	不要発射の強度の許容値
710MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が—36dB（1mWを0dBとする。以下この表及び(2)から(6)までの表において同じ。）以下の値
[略]	[略]

〔注 跳〕

〔2)・(3) 跳〕

周波数帯	不要発射の強度の許容値
(fc-10) MHz未満	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が—34.2dB以下の値
(fc-10) MHz以上 (fc+10) MHz以下 (中心周波数からの離隔が1MHz以下を除く。)	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値 $21-50 (\Delta f - 0.064) / 9 \text{dB}$
(fc+10) MHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が—34.2dB以下の値

注 Δf は、中心周波数から測定帯域の中心までの差の周波数（単位MHz）とする。

(5) 5.7GHz帯の周波数の電波を使用する無線電力伝送用の構内無線局 ((6)に規定するものを除く。)

周波数帯	不要発射の強度の許容値
(fc-350) MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が—48dB以下の値
(fc-350) MHzを超える (fc-200) MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が—46dB以下の値
(fc-200) MHzを超える (fc-80) MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が—38dB以下の値

上移動局、916.7MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局又は920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局（916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用のものを除く。）の送信設備の不要発射の强度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局又は移動体識別用の陸上移動局

周波数帯	不要発射の強度の許容値
〔同左〕	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が—36dB（1mWを0dBとする。以下この表並びに(2)及び(3)の表において同じ。）以下の値
〔同左〕	〔同左〕

〔注 同左〕

〔2)・(3) 同左〕

〔新設〕

(fc-80) MHzを超え (fc-10) MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が -24dB 以下の値
(fc-10) MHzを超える (fc-2) MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が -14dB 以下の値
(fc-2) MHzを超える (fc+2) MHz以下 (中心周波数から離隔が 50kHz 以下を除く。)	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が 8dB 以下の値
(fc+2) MHzを超える (fc+10) MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が -14dB 以下の値
(fc+10) MHzを超える (fc+80) MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が -24dB 以下の値
(fc+80) MHzを超える (fc+900) MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が -38dB 以下の値
(fc+900) MHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が -48dB 以下の値
<u>〔6〕 5.7GHz帯の周波数の電波を使用する無線電力伝送用の構内無線局 (受電装置に限る。)</u>	
周波数帯	不要発射の強度の許容値
(fc-80) MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が -66dB 以下の値
(fc-80) MHzを超える (fc-10) MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が -62dB 以下の値
(fc-10) MHzを超える (fc-2) MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が -48dB 以下の値
(fc-2) MHzを超える (fc+2) MHz以下 (中心周波数からの離隔が 50kHz 以下を除く。)	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が -36dB 以下の値
(fc+2) MHzを超える (fc+10) MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が -48dB 以下の値
(fc+10) MHzを超える (fc+80) MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が -62dB 以下の値
(fc+80) MHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が -66dB 以下の値

[25・26 略]

27 2,425MHzを超える2,475MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の構内無線局の送信設備であつて周波数ホッピング方式を用いるものの不要発射の強度の許容値は、2及び18に規定する値にかかわる値にかかわらず、次のとおりとする。

[表略]

[25・26 同左]

27 2,425MHzを超える2,475MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局の送信設備であつて周波数ホッピング方式を用いるものの不要発射の強度の許容値は、2及び18に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

[表同左]

[28~69 略]

[28~69 同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

		改 正 後	改 正 前
	(特定無線設備等)		
第二条	法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。		
〔一～五 略〕			
六 設備規則第四十九条の九第一号から第三号までにおいてその無線設備の条件が定められて いる構内無線局又は同規則第四十九条の三十四第二項においてその無線設備の条件が定めら れている陸上移動局に使用するための無線設備（次号から第六号の三までに掲げるものを除 く。）			
〔六の二 略〕			
〔六の二の二 設備規則第四十九条の九第一号においてその無線設備の条件が定められている構 内無線局（同号二ただし書に該当するもののうち、同号三に規定する総務大臣が別に告示す る技術的条件に適合する送信時間制限装置を備え付けているものに限る。）に使用するため の無線設備			
〔六の三 略〕			
〔七～七十七 略〕			
〔2 略〕			
別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）			
一 技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。			
〔1・2 略〕			
(3) 特性試験			
申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかど うかについて審査を行う。			
ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれ ぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこ れと同等以上 の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。	ア 〔同上〕		
〔2 同上〕			
別表第一号 〔同上〕			
〔一 同上〕			
〔(1・2) 同上〕			
(3) 〔同上〕			

置装信送			一 置装
射スリス 又発アプ	幅数周占 帶波有	数周波	二 項目 試験
力アス発低 計スブ振周 又電リ器波	器ルペ又メバ器号擬器声擬 分析トクはメンド發似又發似 分析トスタード生信は生音	析トルスペ計周波 分クは数	三 定器等測
○	○	○	四 〔略〕 特定無線設備の種別
○	○	○	無二号第一条第一項第二 線の六項第二
○	○	○	無二二号第一条第一項第二 線の六項第二
〔略〕			〔略〕

置装信送			一 置装
射スリス 又発アプ	幅数周占 帶波有	数周波	二 項目 試験
力アス発低 計スブ振周 又電リ器波	器ルペ又メバ器号擬器声擬 分析トクはメンド發似又發似 分析トスタード生信は生音	析トルスペ計周波 分クは数	三 定器等測
上「同」			四 特定無線設備の種別
○	○	○	六号の二の無線 第二条第一項第
上「同」			

エ プ ン レ	係 数 衝 撃 変 調	調 度 は 位 数 周 變 又 偏 移 波 、 偏 波	密 度 電 入 度 力 射	收 率 比 吸	力 線 空 電 中	強 度 射 要 は の 発 不
発 低 振 器 周 波	プ ス オ 発 低 コ シ ン 振 周 リ ロ 器 波	度 計 は 波 計 変 器 度 調 又 檢 直 線 器 發 周 波	密 器 電 度 入 測 定 度 電 線 吸 強 壓 器 吸 收 檢 器	收 装 率 率 装 置 比 测 定 吸 测 定 吸 收	力 分 析 線 器 器 空 は 斯 電 中 ト ル 電 強 定 中 壓 又 電 度 測 界 壓 器 計 測	強 度 電 力 度 電 界 度 測
					○	
					○	

エ プ ン レ	係 数 衝 撃 変 調	調 度 は 位 数 周 變 又 偏 移 波 、 偏 波	密 度 電 入 度 力 射	收 率 比 吸	力 線 空 電 中	強 度 射 要 は の 発 不
発 低 振 器 周 波	プ ス オ 発 低 コ シ ン 振 周 リ ロ 器 波	度 計 は 波 計 変 器 度 調 又 檢 直 線 器 發 周 波	密 器 電 度 入 測 定 度 電 線 吸 強 壓 器 吸 收 檢 器	收 装 率 率 装 置 比 测 定 吸 测 定 吸 收	力 分 析 線 器 器 空 は 斯 電 中 ト ル 電 強 定 度 測	強 度 電 力 度 電 界 度 測
					○	

時間 送 間 信	時 が ち 信 び 間 り 上 立 送 間 り 下 立 送 及 時 が ち 信	音 び 歪 総 雜 及 合	性 数 周 総 特 波 合	力 波 搬 電 送	特 性 シ フ ス ア
ス オ 発 低 コ シ 振 周 丨 ロ 器 波	析 器 ト ス プ ス オ ル ペ 又 コ シ 分 ク は 丨 ロ	音 歪 波 直 發 低 計 率 器 線 振 周 雜 檢 器 波	電 發 低 力 振 周 計 器 波	析 器 ト ス ピ 低 ル 分 ベ ク 周 波 器 波	波 器 直 線 直 檢

時間 送 間 信	時 が ち 信 び 間 り 上 立 送 間 り 下 立 送 及 時 が ち 信	音 び 歪 総 雜 及 合	性 数 周 総 特 波 合	力 波 搬 電 送	特 性 シ フ ス ア
ス オ 発 低 コ シ 振 周 丨 ロ 器 波	析 器 ト ス プ ス オ ル ペ 又 コ シ 分 ク は 丨 ロ	音 歪 波 直 發 低 計 率 器 線 振 周 雜 檢 器 波	電 發 低 力 振 周 計 器 波	析 器 ト ス ピ 低 ル 分 ベ ク 周 波 器 波	波 器 直 線 直 檢

置装信受					
度の波る發的副 限等電すに次	速度送 信	電力 のと き な て い い シ 送 搬 信 を 送	電力 のと き な て い い シ 送 搬 信 を 送	電力 のと き な て い い シ 送 搬 信 を 送	電力 のと き な て い い シ 送 搬 信 を 送
析器 トル ペ 又 測 界 分 ク は 定 強	プ ス コ シ ー ロ 器 波	オ 發 振 周 波 器	低 周 波 器	分析 器 トル ペ 又 受 測	信 機 定 用 電 力 發 振 器 波
○					○
○					○

置装信受					
度の波る發的副 限等電すに次	速度送 信	電力 のと き な て い い シ 送 搬 信 を 送	電力 のと き な て い い シ 送 搬 信 を 送	電力 のと き な て い い シ 送 搬 信 を 送	電力 のと き な て い い シ 送 搬 信 を 送
析器 トル ペ 又 測 界 分 ク は 定 強	プ ス コ シ ー ロ 器 波	オ 發 振 周 波 器	低 周 波 器	分析 器 トル ペ 又 受 測	信 機 定 用 電 力 發 振 器 波
○					○

度選ネチ隣 択ルヤ接	ス ポ レ ス リ ス ンス・アプ	量 減 衰	幅 帯 通 域 過	感 度
レ 器 号 標 発 低 音 歪 計 レ 器 号 標 ベ ル 発 準 振 周 計 率 又 ベ 發 準 ル 生 信 器 波 雜 は ル 生 信	計 レ 計 周 器 号 標 ペ ル 波 数 生 信	計 レ 計 周 器 号 標 ペ ル 波 数 生 信	音 歪 計 レ 器 号 標 計 率 又 ベ 發 準 雜 は ル 生 信	音 歪 計 レ 器 号 標 計 率 又 ベ 發 準 雜 は ル 生 信

度選ネチ隣 択ルヤ接	ス ポ レ ス リ ス ンス・アプ	量 減 衰	幅 帯 通 域 過	感 度
レ 器 号 標 発 低 音 歪 計 レ 器 号 標 ベ ル 発 準 振 周 計 率 又 ベ 發 準 ル 生 信 器 波 雜 は ル 生 信	計 レ 計 周 器 号 標 ペ ル 波 数 生 信	計 レ 計 周 器 号 標 ペ ル 波 数 生 信	音 歪 計 レ 器 号 標 計 率 又 ベ 發 準 雜 は ル 生 信	音 歪 計 レ 器 号 標 計 率 又 ベ 發 準 雜 は ル 生 信

〔注
1
〕
23
略

音び歪総 雜及合	特性シフエデ 性スアンイ	動数周器発局 変波の振部	特性 相 調互	効果 抑感 圧度	
音歪器号標準 計率發生信 雜	波直發低 線振器波	計周波數	音歪計レ器号標準 計率又はル 雜はル	計レ器号標準 計率發生信 生信	計 ス コ 一 ロ は

〔注
1
〕
23
同上

音び歪総 雜及合	特性シフエデ 性スアンイ	動数周器発局 変波の振部	特性 相 調互	効果 抑感 圧度	
音歪器号標準 計率發生信 雜	波直發低 線振器波	計周波數	音歪計レ器号標準 計率又はル 雜はル	計レ器号標準 計率發生信 生信	計 ス コ 一 ロ は

〔ヘ・ル 節〕

〔11・11〕

別表第二号 工事設計の様式（別表第一号—(1) 関係）

第一 第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の工事設計書

〔様式略〕

注 1 1 の欄は、「単向通信方式」、「单信方式」、「複信方式」、「半複信方式」又は「同報通信方式」のように記載するほか、次によること。ただし、第2条第1項第6号に掲げる無線設備であつて、916.7MHz以上920.9MHz以下又は2,450MHz帯の周波数の電波を使用するもの並びに同項第6号の2及び第6号の2の2に掲げる無線設備については記載を要しない。

〔(1)～(3) 略〕

〔注 2～11 略〕

12 7 の欄は、次によること。

〔(1) 略〕

(2) 第2条第1項第6号から同項第6号の2の2までに掲げる無線設備の場合にあつては、その用途を併せて記載すること。

〔(3)・(4) 略〕

〔第二～第六 略〕

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号[R]及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を附加したものとする。

〔様式略〕

〔注 1～3 略〕

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の區別とし、4 文字目又は5 文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

〔ヘ・ル 同左〕

〔11・11〕

別表第二号 工事設計の様式（別表第一号—(1) 関係）

第一 第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の工事設計書

〔様式同左〕

注 1 1 の欄は、「単向通信方式」、「单信方式」、「複信方式」、「半複信方式」又は「同報通信方式」のように記載するほか、次によること。ただし、第2条第1項第6号に掲げる無線設備であつて、916.7MHz以上920.9MHz以下又は2,450MHz帯の周波数の電波を使用するものについては記載を要しない。

〔(1)～(3) 同左〕

〔注 2～11 同左〕

12 7 の欄は、次によること。

〔(1) 略〕

(2) 第2条第1項第6号に掲げる無線設備の場合にあつては、その用途を併せて記載すること。

〔(3)・(4) 同左〕

〔第二～第六 同左〕

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号[R]及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を附加したものとする。

〔様式同左〕

〔注 1～3 同左〕

4 [同左]

特定無線設備の種別	記号
〔略〕	〔略〕
第2条第1項第6号の2に掲げる無線設備	B S
第2条第1項第6号の2の2に掲げる無線設備	Z S
〔略〕	〔略〕
〔5 略〕	〔5 同左〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に登録を受けている第一条の規定による改正前の電波法施行規則第十六条第二号に規定する無線局の無線設備については、第一条の規定による改正後の電波法施行規則第十一条第二号に規定する無線局の無線設備として登録を受けたものとみなす。

3 この省令の施行の際現に免許、予備免許若しくは登録を受け、又は免許若しくは登録を申請している第二条の規定による改正前の無線設備規則（次項において「旧設備規則」という。）第四十九条の九に規定する無線局の無線設備の条件については、第二条の規定による改正後の無線設備規則（次項において「新設備規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

4 この省令の施行の日前に受けた電波法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は同法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）により表示が付された旧設備規則第四十九条の九に規定する無線局の無線設備については、新設備規則第四十九条の九に規定する条件に適合するものとして当該表示が付されたものとみなす。

5 この省令の施行の際に第三条の規定による改正前の特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（以下「旧証明規則」という。）第二条第一項第六号の無線設備に係る技術基準適合証明等を受けている無線設備は、第三条の規定による改正後の証明規則（以下「新証明規則」という。）第二条第一項第六号の無線設備に係る技術基準適合証明等を受けている無線設備とみなす。

6 この省令の施行の際にされている旧証明規則第二条第一項第六号の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めについては、新証明規則第二条第一項第六号の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めとみなす。